

鉄鋼連盟等3団体における自主的取組のフォローアップにおける平成30年度の評価

平成30年12月12日
中央環境審議会大気・騒音振動部会
大気排出基準等専門委員会

鉄鋼連盟等3団体においては、大気汚染防止法における要排出抑制施設の設置者の自主的取組に係る規定を踏まえ、速やかに自主管理基準の設定をはじめとする自主的取組の内容について検討され、改正法が施行された4月から運用が開始されている。自主的取組の内容は、技術的観点から、現時点において概ね妥当なものと評価する。

自主的取組の内容を技術的観点から整理した内容と、自主的取組を促進するために助言する事項は次のとおりである。

(1) 自主管理基準の設定状況

○ 自主管理基準値

【技術的観点から整理した内容】

- ・全施設における排ガス処理後の水銀濃度を把握した上で、検討がなされている。
- ・焼結炉（製鉄ダストから還元鉄ペレットを製造する施設（製造に伴い亜鉛を回収する施設）を除く）と製鋼用電気炉の基準値については、海外における排出基準値と同じ値とされている。
- ・製鉄ダストから還元鉄ペレットを製造する施設（製造に伴い亜鉛を回収する施設）の基準値については、類似プロセスを有する亜鉛の精錬の用に供する焼結炉の既設の排出基準値と同じ値とされている。
- ・現時点では新設・既設の区分はなく、一律の基準とされている。

【助言する事項】

- ・水銀排出施設の排出基準については、一定の排ガス処理技術をBATと想定して検討がなされている。第二次答申において、自主管理基準については、水銀排出施設の排出基準の設定に係る考え方を参考に設定することが望ましいとされていることから、自主管理基準値の設定にあたっては、海外（欧州）のBATで達成可能とされている水銀濃度等を参考に検討がなされていることを明記されることが望まれる。
- ・今後の水銀濃度の測定により、より詳細な排出実態の把握が進むとともに、水銀排出抑制技術等に関する知見がさらに蓄積されていくと考えられる。これらを活用され、自主管理基準値の設定について情報を整理し、検討することが望まれる。

- 測定の方法、基準値を超過した場合の再測定の考え方、粒子状水銀の測定免除の考え方

【技術的観点から整理した内容】

- ・測定の方法、基準値を超過した場合の再測定の考え方、粒子状水銀の測定免除の考え方については、水銀排出施設と同様とされている。

【助言する事項】

- ・測定については、測定結果の信頼性の確保という観点から、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者から当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及び水銀濃度の測定結果について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書の交付を受けることが望まれる。

- 測定頻度

【技術的観点から整理した内容】

- ・製鉄の用に供する焼結炉と、製鋼の用に供する電気炉のうち「出鋼量 10t/ch 未満の施設」と「製鋼の用に供する電気炉（大防法ばい煙発生施設の第12項）として届出が行われている LF 炉」を除く施設については、年1回以上とされている。
- ・製鋼用電気炉のうち「出鋼量 10t/ch 未満の施設」と「製鋼の用に供する電気炉（大防法ばい煙発生施設の第12項）として届出が行われている LF 炉」については3年に1回以上とされている。この頻度とする理由について、本年3月に開催された産業構造審議会の産業環境対策小委員会において、鉄鋼連盟から、「出鋼量 10t/ch 未満の施設」については規模が小さいことといくつかの施設における測定結果において水銀濃度が低かったことが、「製鋼の用に供する電気炉（大防法ばい煙発生施設の第12項）として届出が行われている LF 炉」については測定結果において水銀が検出されなかったことが、それぞれ示されている。

【助言する事項】

- ・今後の水銀濃度の測定により、より詳細な排出実態の把握が進むものと考えられる。これらを活用され、情報を整理し、測定頻度について検討することが望まれる。
- ・なお、製鋼用電気炉のうち「出鋼量 10t/ch 未満の施設」と「製鋼の用に供する電気炉（大防法ばい煙発生施設の第12項）として届出が行われている LF 炉」については、全体的な排出実態の把握を改めて行った上で測定頻度について検討することが望まれる。

(2) 自主管理基準の達成状況の評価・公表の方法

【技術的観点から整理した内容】

- ・主な指標として自主管理基準の達成率について評価し、評価結果及び関連情報（対象事業者名（施設設置届出者名）や対象施設数、自主管理基準達成施設数（超過施設数）、水銀排出総量、平均排出原単位、改善対策等の取組内容など）については、評価完了後、速やかにホームページで公表することとされている。

【助言する事項】

- ・水銀排出総量、平均排出原単位等の公表にあたっては、その算定方法等についても明確にされることが望まれる。